

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する課題

本町には、特別史跡基肄城跡、近代において基肄城跡の顕彰を目的に史跡指定地内に建てられた天智天皇欽仰之碑や通天洞、荒穂神社の神殿や接待所、大興善寺の仁王門や本堂、どろどろまいり関係の社寺・祠、長崎街道沿いに点在する町家、地域の祭事が催行される神社等、多種多様な歴史的な建造物が存在する。

しかし、これらの歴史的な建造物うち、国、県、町の指定による保護を受けているものは一部であり、文化財保護法に基づく指定文化財は特別史跡基肄城跡のみである。基肄城跡そのものや、天智天皇欽仰之碑、通天洞は、十分な保存修理等が行われておらず、経年の劣化が進んでいる。

特別史跡基肄城跡以外の文化財保護法に基づく指定を受けていない歴史的な建造物は、手つかずのままであり、その維持管理は所有者に委ねるしかない状況である。中には、経年の劣化が著しく、居住者の高齢化や費用等の問題により、修理等が進まない建造物もある。また、安易な修理等により、歴史的な建造物が有する本来の価値や特徴を失ったものも見受けられる。加えて、平成30年(2018)7月豪雨災害では、本町の歴史的風致にとって欠くことができない神社建物や催行の場が被災し、崩壊や土砂堆積によって行事催行ができなくなっている。

歴史的な建造物は、そもそも人々の暮らしの中で活かされ、今に残されてきたものである。また、これらには木造のものが多く、適切な日常の維持管理を含む活用が不可欠なものである。しかし、時代の変化の中で、人の手から離れ、普段の活用が十分できていない物件が増えている。少子高齢化やライフスタイルの変化等が進展する現代社会において、現状のままでは、今後、劣化や滅失が進展し、そのことが本町の歴史的風致の低下、あるいは喪失につながる恐れがあり、課題となっている。



写真 天智天皇欽仰之碑銘板欠損



写真 瓦が脱落している住宅



写真 住吉神社の被災

(2) 歴史的な建造物を取り巻く周辺環境の保全に関する課題

本町は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、文化財保護法等の指定により、計画的な土地利用の誘導等が図られてきたところである。基山や権現山から連なる山並みを背景とし、山裾には農地が広がり、全体として、水と緑に恵まれるところである。豊かな自然環境や、これと一体となった静かで落ち着いた市街地の中に様々な歴史的な建造物が点在している。加えて、町内を通る多くの道は、長崎街道をはじめ、『元禄絵図』に見る道をそのまま踏襲している。

しかし、歴史的な建造物を取り巻く周辺環境は、歴史的な道路であっても認識しづらい状況が生じているところも見受けられる。

例えば、長崎街道では、道路舗装の劣化や景観に馴染まないガードレールや道路標識等の設置によって、回遊を促すような道路空間の形成が十分図られていない。祭事の催行路沿いなどにも歴史的な建造物と調和しない建造物や張り巡らされる電線や電柱等が景観を阻害する要因となっている。基肆城跡はスギ林等の手入れが不十分で、史跡地からの眺望景観や史跡地の景観を阻害するように繁茂している。

また、来訪者の受け入れ環境が十分でないことも課題である。例えば、基肆城跡では、駐車場や便益施設の経年劣化が目立つようになっている。史跡指定地内やその周辺における道路環境は、手入れや管理が行き届いておらず、樹木の繁茂やイノシシなどの獣害によって、劣化や崩壊がみられ、一般車やバス等での寄りつきが困難な状況となるなど、来訪者の散策環境を損なう事象も発生している。

加えて、平成30年7月豪雨災害によって特別史跡基肆城跡がある基山への登山道である林道寺谷線、町道丸林線の崩落や、特別史跡基肆城跡内の散策路が土砂崩れや倒木によって通行に支障が生じている。

このように、歴史的風致を維持向上させていく手立てが不十分であることが課題となっている。



写真 基肆城内獣害（イノシシが掘り起こした階段）



写真 歴史的風致が損なわれる長崎街道



写真 長崎街道沿いの劣化したガードレール



写真 町道丸林線崩壊

(3) 伝統行事や伝統文化、並びに史跡の継承に関する課題

本町は、特別史跡基肄城跡を伝える活動の他、基肄城跡に位置するタマタマ石を含めて町内の祠を巡るどろどろまいり、荒穂神社の御神幸祭、そして各神社で行われる様々な祭事をはじめ、歴史や伝統を反映した活動が盛んなところである。

しかし、少子高齢化に伴い担い手の高齢化と減少が進行し、伝統的な年中行事等を支える地域コミュニティの脆弱化が進んでいる。上記の祭事で使用する道具等の手入れも不十分な状況である。

担い手の高齢化とその固定化が地域コミュニティの負担感の増大につながり課題となっている。



写真 荒穂神社しめ縄織りの様子

(4) 歴史的風致に対する認識向上に関する課題

本町には、多くの文化遺産が点在しているが、案内・解説サインの設置がされていない、あるいは更新が求められるものも存在し、本町の歴史的風致に対する理解を深める貴重な機会を損なっている現状がある。

また、平成29年(2017)1月「基山町立歴史民俗資料館」を閉館した。この「基山町立歴史民俗資料館」は、昭和57年(1982)に開館し、資料館部分は広さ約220㎡で展示室2室、収蔵室などを備えていた。町内の文化財、民俗資料など約4千点や土器などの出土品500箱、発掘現場の図面約2千点を所蔵していた。収蔵品の一部が新設された「基山町立図書館」の郷土資料コーナーで公開されているが、既往の展示物の多くが非公開のままとなっており、町民や観光客等が文化遺産に触れる機会の減少につながっている。

一方、町内に点在する文化遺産に触れる新たな取組として「文化遺産ボランティアガイド」の動きが始まった。文化遺産ボランティアガイドは、町内に点在する様々な文化遺産を町民参加により把握する取組みである。主な活動としては、調査に加え、調査成果をまとめた冊子やマップなどの作成、有識者の講話や各自が調べたことなどを発表する勉強会・会議の開催、来訪者への解説等があり、月に1～2回程度のペースで活動している。しかし、まだ始まったばかりであり、ボランティアガイドの十分な育成が図られているわけではない。

若い世代を中心に本町に存在する歴史的な建造物、伝統行事や伝統文化に対する情報伝達が十分ではない現状である。観光客を含め、多くの人々に本町の歴史的風致に対する認識を如何に高めていくかが課題となっている。



写真 劣化したサイン

2. 既往の上位・関連計画との関係性

本町は、『第5次基山町総合計画』を平成28年(2016)2月に策定している。同計画には、町の将来像に「アイが大きいまち基山町～住む人にも訪れる人にも満足度NO.1のまち基山町の実現」を掲げている。

本町では、この『第5次基山町総合計画』に即し、さらに、『基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略』や『基山町都市計画マスタープラン』などのその他の関連計画とは内容の整合を図り、連携するとともに、基肄城跡の保存管理や保存整備については、『基肄城跡保存管理計画』『基肄城跡保存整備基本構想』『基肄城跡保存整備基本計画』に位置づけられた内容と連動した歴史的風致の維持向上に関する事業等を『基山町歴史的風致維持向上計画』に位置づけることで、町民の日々の生活や来訪者のもてなしに配慮した歴史まちづくりの推進を図る。

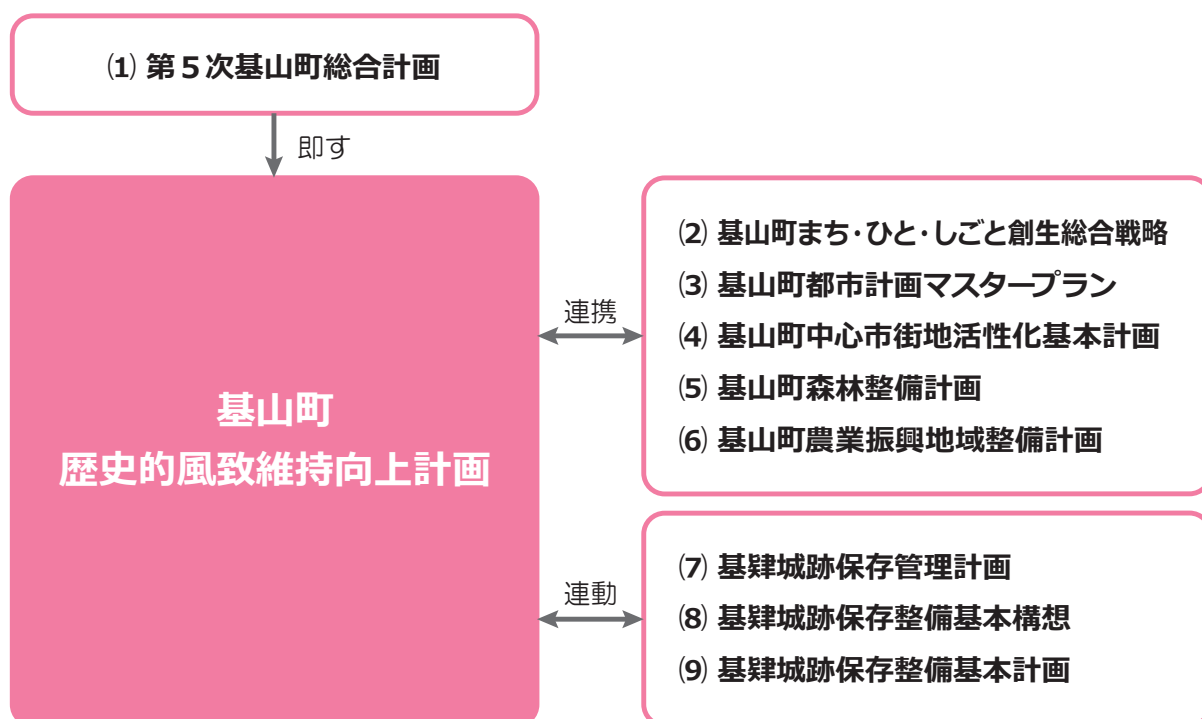
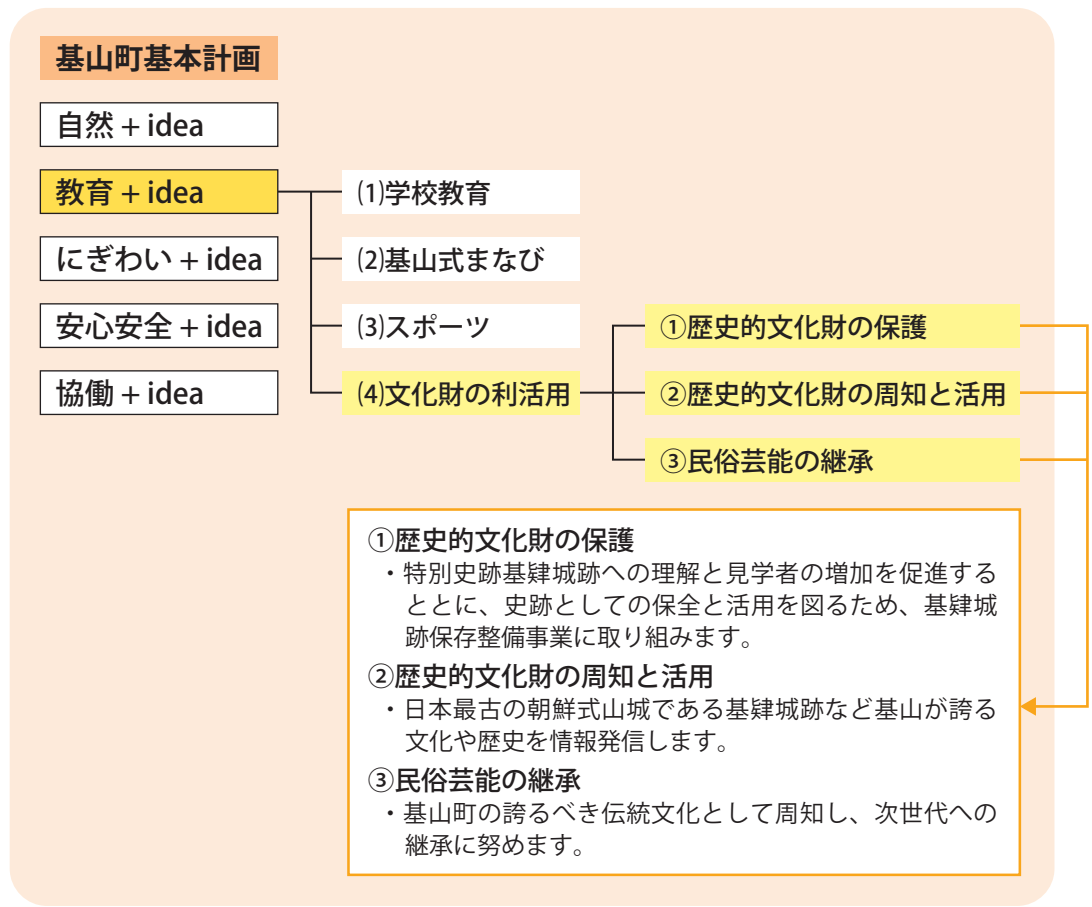


図 上位計画との関係

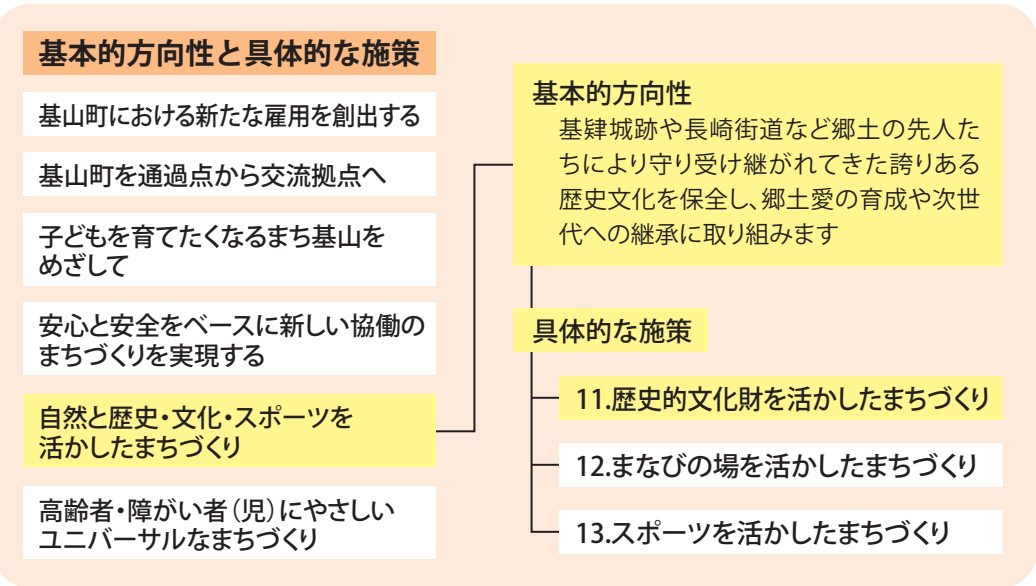
(1) 第5次基山町総合計画 (平成28年(2016)2月策定)

基本計画で第2章「教育+idea オール基山で人を育てる教育力の高いまち」の第4節「文化財の利活用」において、施策推進のための主要事業に「歴史的文化財の保護」、「歴史的文化財の周知と活用」、「民俗芸能の継承」を位置づけている。



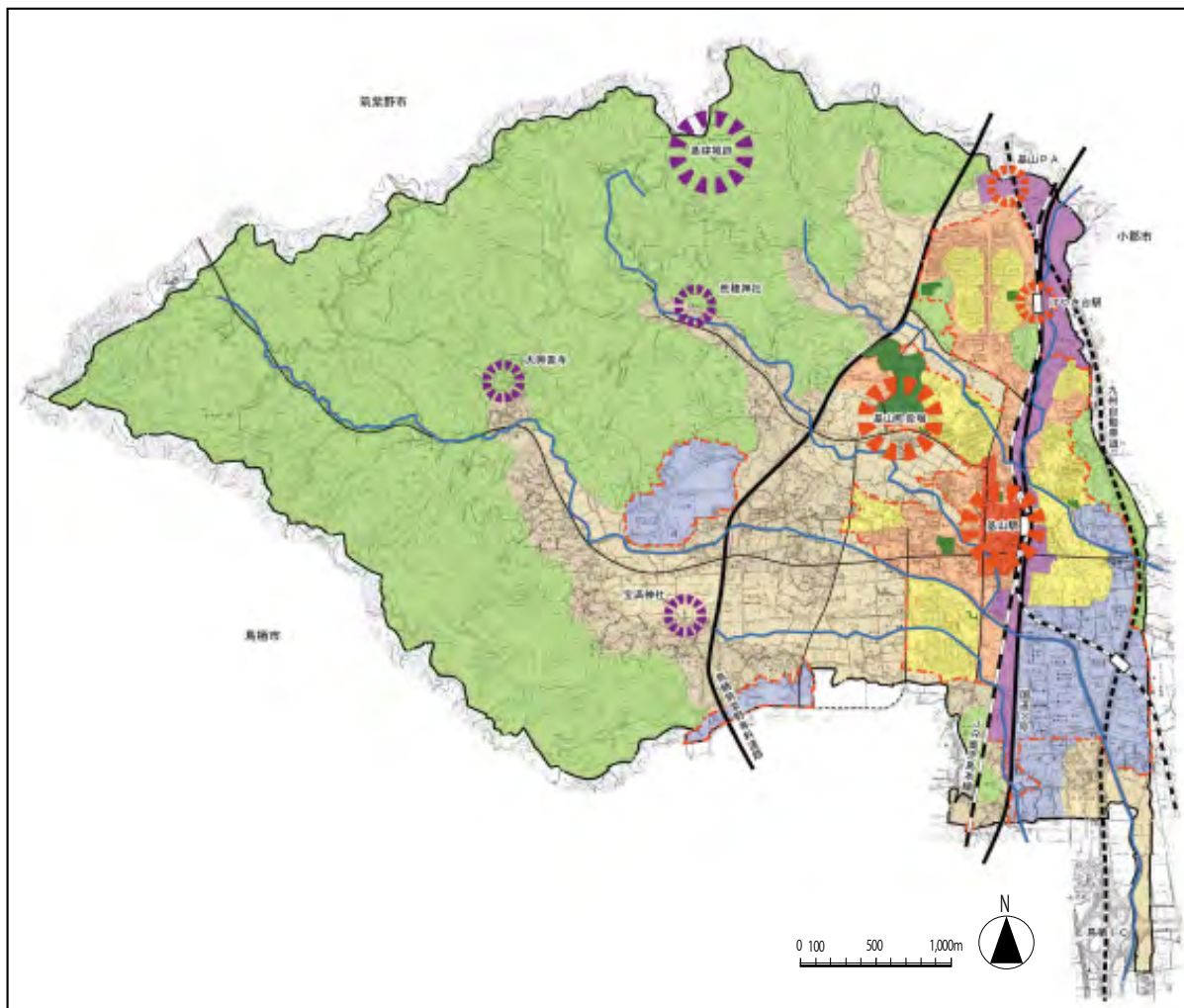
(2) 基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成27年(2015)10月策定、平成29年(2017)8月改定)

第8章「基本的方向性と具体的な施策」の第5節「自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり」の中の11項に歴史的文化財を活かしたまちづくりを位置づけている。



(3) 基山町都市計画マスタープラン(平成18年(2006)9月策定)

「Ⅴ.まちづくりの部門別方針」において、「2 人・モノ・文化の関わり・流れを円滑にするまちづくりの方針:道路・交通体系」の「(4)人にやさしい安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成」の方策の中に「主要な河川沿いや旧長崎街道等における散策路整備の検討」を位置づけている。また「5 基山らしい美しさがあふれるまちづくりの方針:都市環境・景観」の「(1)基山らしさが感じられる美しい都市環境の形成」の方策の中には「歴史資源や文化資源周辺の環境整備の推進」を位置づけている。



- 凡例 -					
	山林の保全		良好な沿道市街地景観の形成		広域幹線道路
	良好な農地・集落地景観の形成		良好な流通工業地景観の形成		幹線道路
	良好な住宅地景観の形成		公園緑地の整備及び維持管理		九州自動車道
	良好な中低層市街地の形成		拠点的利用地区の顔づくり		鉄道
	良好な中心市街地景観の形成		歴史的文化的資源の保全、活用		河川
					市街化区域
					行政界
					<鳥栖市内参考表示>
					幹線道路

図 基山町都市計画マスタープラン:都市環境・景観

(4) 基山町中心市街地活性化基本計画 (平成30年(2018)3月認定)

中心市街地活性化のコンセプトには、「活性化の目標(全体テーマ)」に「寄ってみよう 歩いてみよう 住んでみよう “ちょっとよい”が好循環を生み出すまちなかの実現」を掲げるとともに、3つの方針、3つの目標、3つの数値目標を設定している。(以下、参照)

中心市街地の範囲は、「JR鹿児島本線基山駅」、「基山町役場」「基山町立図書館」、「多世代交流施設(基山町多世代交流センター憩の家)」を含む面積106.9haの範囲である。

中心市街地活性化に向けた具体的事業の一つには「歴史的文化遺産を活用した婚活応援事業」を位置づけ、下記エリア内において、実施内容に合わせて適所を巡る企画を実施している。この事業は、参加者が本町に興味を持ち、住むきっかけになることを狙いとした取り組みである。

【活性化の目標(全体テーマ)】

寄ってみよう 歩いてみよう 住んでみよう “ちょっとよい”が好循環を生み出すまちなかの実現

	【中心市街地活性化の基本的な方針】	【中心市街地活性化の目標】		【数値目標】	
			目標指標	基準値(H28年度)	目標値(H34年度)
①	回遊や交流が生まれにぎわいあふれる中心市街地づくり	にぎわいある商業環境をつくる	4商店街の空き店舗率	18.0%	10.0%
②	町民の日常生活を支える便利で暮らしやすい中心市街地づくり	まちなかの居住人口を増やす	中心市街地の居住人口	4,268人	4,536人
③	一歩足を延ばしたくなる魅力あふれる中心市街地づくり	まちなかに人を惹きつける	イベント来場者及び施設利用者数	486,391人	523,500人

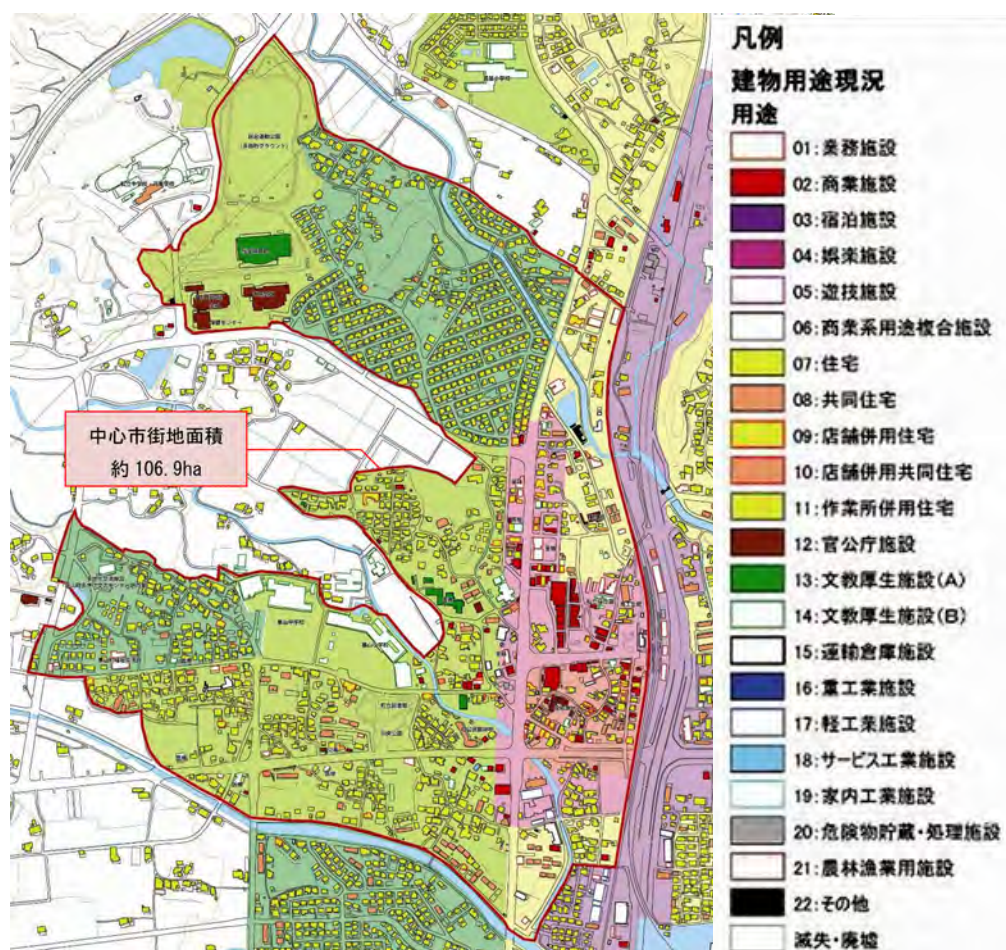


図 中心市街地の範囲(資料:基山町中心市街地活性化基本計画)

(5) 基山町森林整備計画 (平成28年(2016)3月策定)

『基山町森林整備計画』では、町内の大部分の森林を、多面的機能の高度発揮が求められているにもかかわらず、荒廃の恐れがあるため、公的に管理・整備をしていく必要性が高い森林(基山環境林)に位置づけている。

基山環境林は、6つ区域(水源かん養機能維持増進森林:277.34ha、土山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林:232.57ha、快適環境形成機能維持増進森林:547.81ha、保健・文化機能維持増進森林:72.48ha、木材生産機能維持増進森林:241.23ha)に分けられる。

その中で、基肆城跡が位置する基山^{きざん}一帯を「保健・文化機能森林区域」に位置づけている。

同区域では、森林の整備及び保全にあたって、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することを定めている。また、施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することを明記している。

- (ア) 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- (イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- (ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置
- (エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- (オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- (カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- (キ) 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

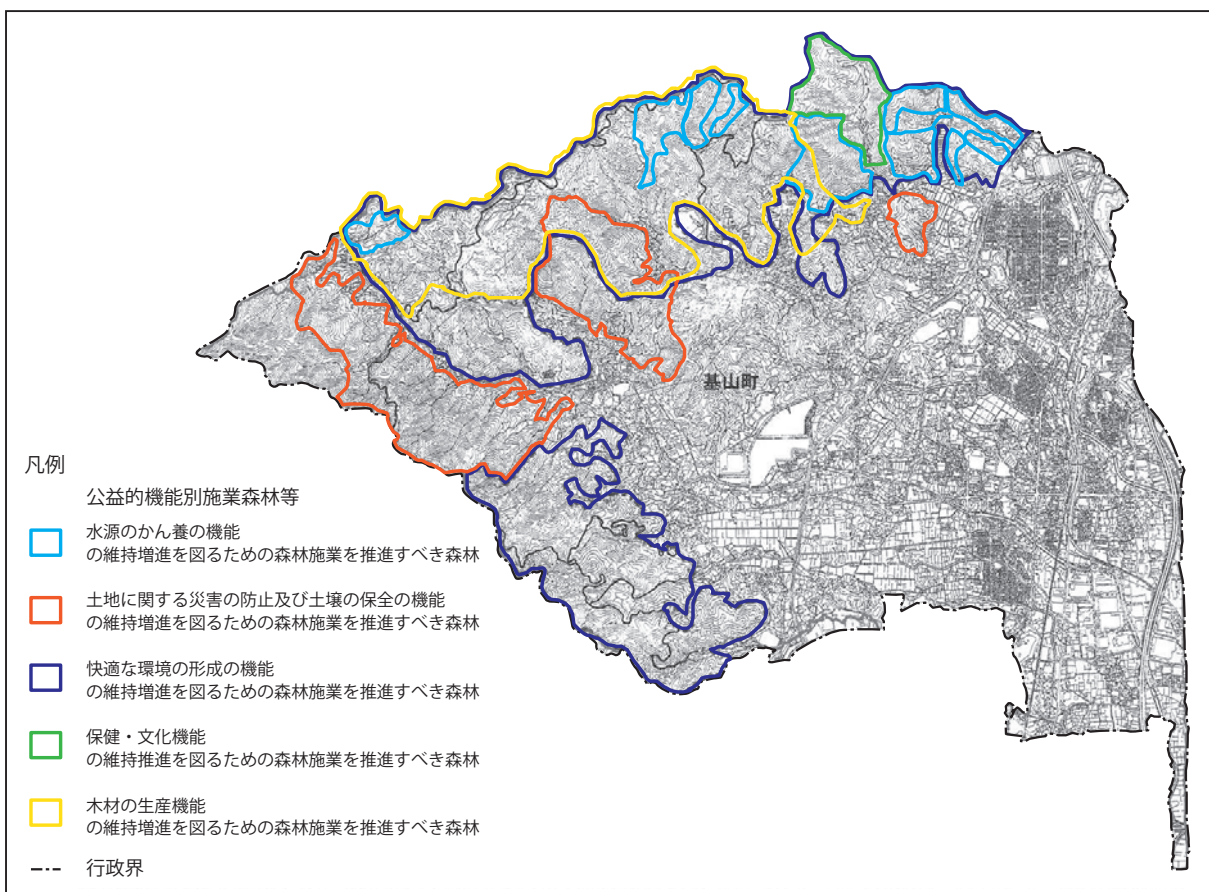


図 公益的機能別施業森林図(資料:基山町森林整備計画)

(6) 基山町農業振興地域整備計画 (平成11年(1999)3月策定)

基山町では、「基山町農業振興地域整備計画」を策定しており、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地の確保に努めることを示している。この中で、本町は、開発計画との調和に留意し、集落営農組織・新規就農者等多様な担い手の育成等に取り組み、農地の確保及び有効利用を図るとしている。

また、本計画の中で、本町の市街化区域及び規模の大きな森林を除く937ヘクタールを農業振興地域に指定するとしている。

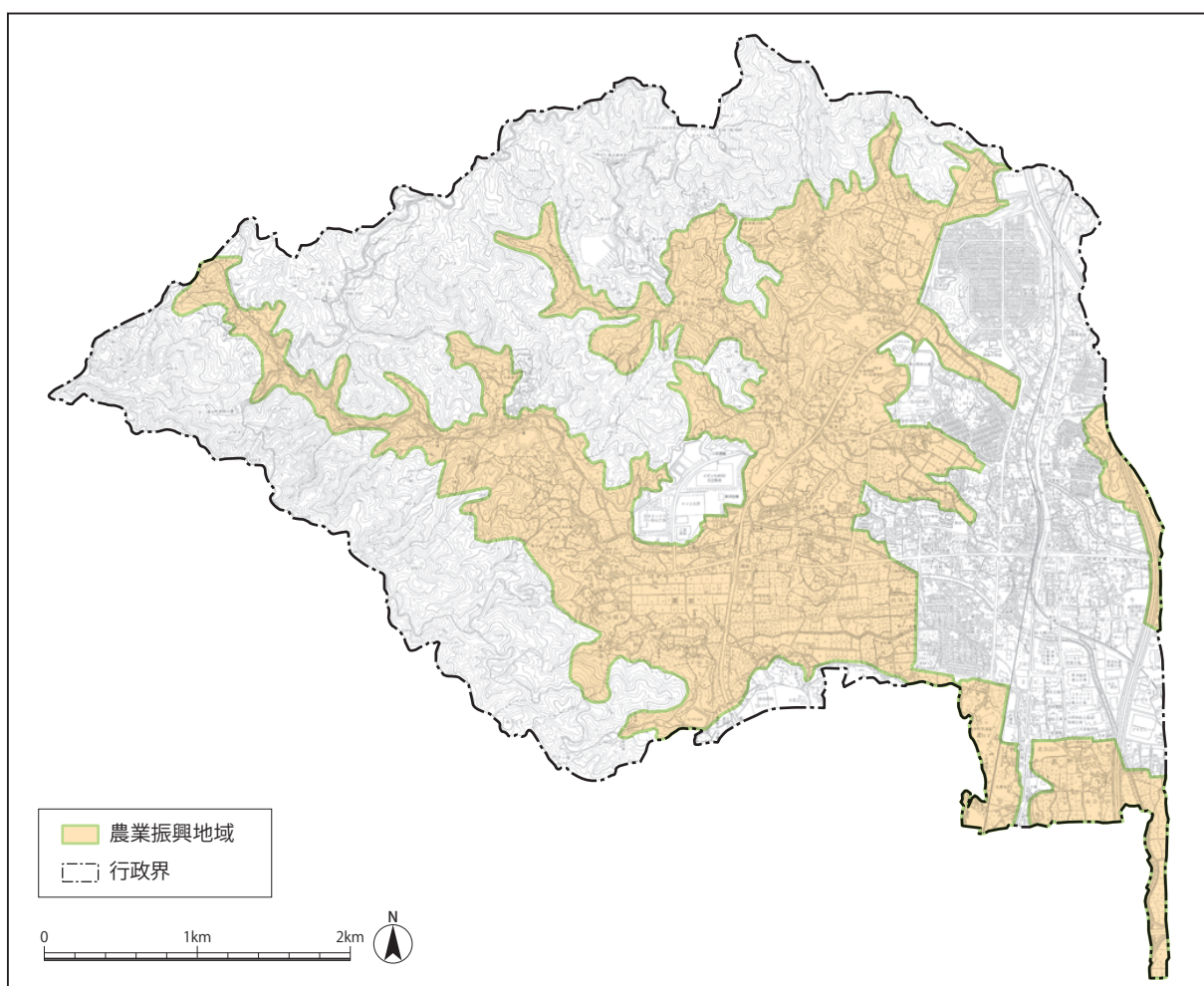


図 農業振興地域

(7) 基肄城跡保存管理計画 (昭和54年(1979)3月策定)

当時、交通の利便性の高まりに伴うベッドタウン化、工業再配置振興法による企業誘致や大型宅地造成事業等の開発の波が寄せる頃、基肄城跡を保存するだけでなく、生きた歴史教材として、また立地を生かしたレクリエーションの場としての史跡公園等として、誰もが気軽に立ち、古の防人たちと生きた対話ができるような条件に整備し、いつまでも本町の発展とともに在らしめたいと考え、策定した計画である。

同計画には、指定や公有化の方針、現状変更等の取り扱い方針を示すほか、整備に関連して、遺構の整備と復元・修復、史跡探訪遊歩道の整備、基肄城跡資料館の建設、道路の整備等を位置づけている。

(8) 基肄城跡保存整備基本構想 (平成3年(1991)3月策定)

本構想は、昭和54年(1979)3月に取りまとめられた基肄城跡保存管理計画を踏まえ、また、平成元年度に実施された「ふるさと創生」に係る町民アンケート調査を契機として、策定したものである。

保存整備の基本方針には、基肄城跡を本町のシンボルであるとともに日本の歴史を見る上で欠くことのできない貴重な歴史的遺産と位置づけ、後世の人々の引き継ぐ長期的展望に立脚した保存整備の推進に向けて、「史跡の保存と自然環境の保全」、「調査研究の推進」、「自然環境と歴史資源の一体的整備、活用」、「ネットワーク化」を掲げている。

「ネットワーク化」では、広域、本町、基肄城跡周辺のそれぞれにおいて有機的なネットワーク化の形成を位置づけている。町スケールのネットワーク化では、基山きざんの麓に位置する荒穂神社や大興善寺、とうれぎ土塁等とのネットワーク化を位置づけており、人々が暮らす麓の市街地との一体感の創出に配慮している。

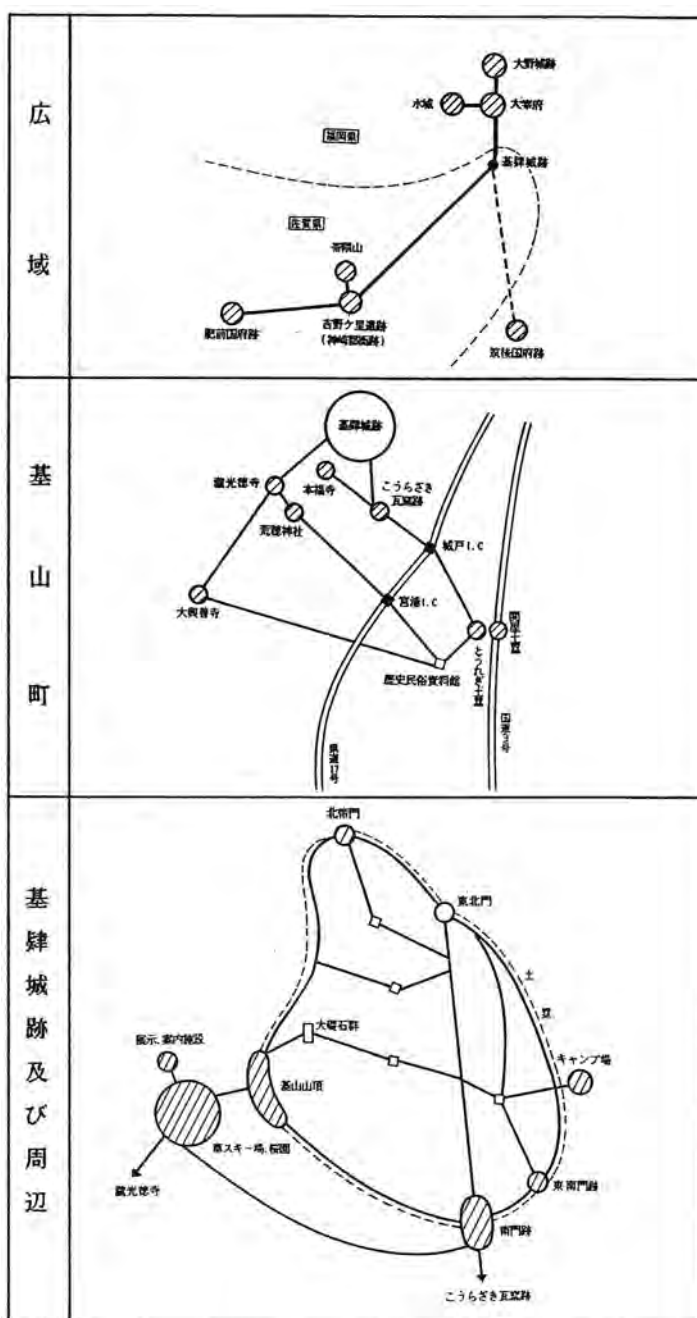


図 基肄城跡からみた史跡整備ネットワーク概念図
(資料：基肄城跡保存整備基本構想)

(9) 基肄城跡保存整備基本計画 (平成30年(2018)3月策定)

本町は、平成3年(1991)「特別史跡基肄城跡保存整備基本構想」の策定後、平成5年(1993)「特別史跡基肄城跡保存整備基本計画」の策定を行っていた。この計画策定から20数年が経過し、この間に史跡地及び周辺の社会情勢は大きく変化している。史跡地では公有化率は、7.2%から約90%までに広がり、発掘調査の進展、水門の整備、基肄城築造1350年事業、基肄城跡の保存・活用に関わる多様な団体活動が見られ、基肄城跡を取り巻く機運の高まりが感じられるようになってきた。このような流れを更に高めるために、町民・関係団体と行政との協働で実効性のある基肄城跡の保存整備基本計画の見直しを行ったのが、本計画である。

同計画には、基肄城跡が有する史跡等の価値として3つの価値を設定している。その価値を後世に継承するとともに町民や来訪者の歴史学習の場、レクリエーションの場として活用できるような整備を目指し、基本理念のコンセプトには「町のシンボルとして悠久の歴史ロマンを醸し出す基肄城跡、次世代へつなぐ歴史の懸け橋に」を掲げ、基本方針には以下の3つを掲げている。

【史跡等の価値】

- ① 基肄城としての学術的価値
- ② 大宰府史跡の一部としての価値
- ③ 地域のシンボルとしての価値

【基本理念-コンセプト】

町のシンボルとして悠久の歴史ロマンを醸し出す基肄城跡、次世代へつなぐ歴史の懸け橋に

【基本方針】

- ① 価値を高めるための調査・研究を推進し、その成果を発信する。
- ② 史跡を守り、価値の顕在化を図る。
- ③ 地域のシンボルとして、多様な活用を通じて、地域の活性化を図る。

また、同計画では、史跡指定地外についても言及し、基肄城跡の麓に位置する拠点施設やガイダンス施設の整備、サインの設置を位置づけている。

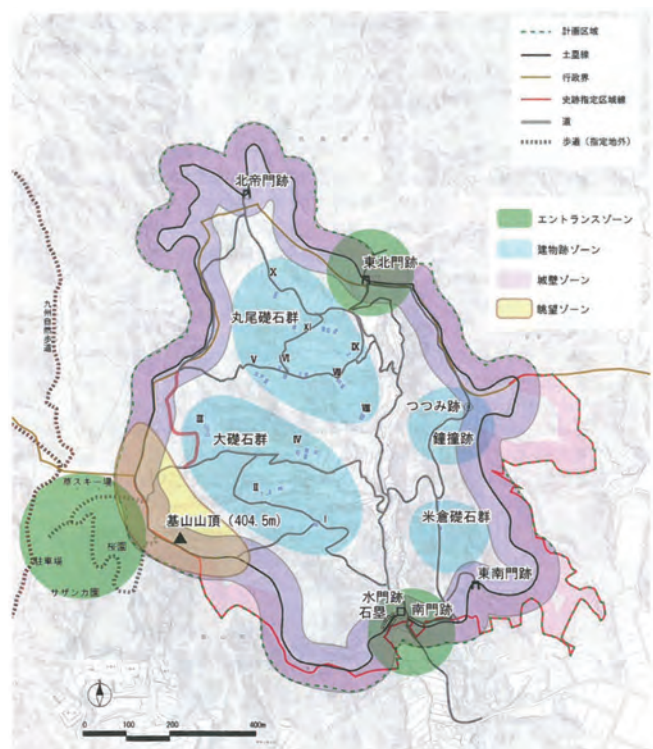


図 基肄城跡ゾーニング(資料:基肄城跡保存整備基本計画)

3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と、上位・関連計画との関係性を踏まえ、今後取り組んでいく歴史的風致の維持向上に関する方針を以下に定める。

(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する方針

文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例、及び本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定といった法制度等を活用し、町内に点在する歴史的な建造物の保存活用や保全の推進を図る。

町内唯一の国の指定を受ける歴史的な建造物である基肆城跡については、国指定の史跡として引き続き文化財保護法に基づき、保存活用の推進を図る。

国や県の指定を受けていない歴史的な建造物については、基山町文化財保護条例に基づく指定や歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定等により、当該建造物の保存活用の推進を図る。

歴史的風致形成建造物に指定した歴史的な建造物のうち、民間所有で修理や修復の実施が困難な物件については、民間の知恵や技術、資金等の活用を努めつつ、修理や修復に対する支援策を講じ、適切な対応を図っていく。また、災害等により歴史的な建造物が被災した場合については、所有者や町民等に理解と協力を求め、連携して災害復旧や遺構修復等の対策を講じる。

また、一時的な修理や修復だけでなく、その後の継続的な維持管理も不可欠であることから、所有者や町民等と連携し、それぞれの物件にふさわしい活用策や維持管理策の模索と導入に努めていく。

(2) 歴史的な建造物を取り巻く周辺環境の保全に関する方針

基肆城跡、長崎街道、御神幸祭の道をはじめ、歴史的な建造物を取り巻く環境整備に取り組む。具体的には、歴史的な建造物を取り巻く景観を阻害している樹木の間伐や工作物の撤去・移設・修景、歴史的な建造物と調和した道路や河川等の整備等を行う。また、樹木の繁茂やイノシシ等の獣害によるアクセス道路や散策路の荒廃、便益施設・駐車場等の劣化の進行に対しても歴史的な建造物と調和した整備に取り組み、人々の受け入れ環境を強化する。

加えて、歴史的な建造物を取り巻く周辺環境の計画的な誘導に向けて、景観に関しては、本町が景観行政団体へ移行し、計画期間内における景観法を活用した景観計画の策定を検討する。

また、平成30年(2018)7月豪雨災害によって被災した^{きざん}基山への登山道や特別史跡基肆城跡内の散策路等においては、早急な復旧に取り組んでいく。

(3) 伝統行事や伝統文化、並びに史跡の継承に関する方針

町内で活躍される歴史や伝統を反映した活動を支えていくため、特別史跡基肆城跡を伝える活動に対する支援の他、荒穂神社の御神幸祭や各神社で行われる様々な祭事等の継承に取り組む各種団体等に対する支援、新たな担い手の育成、また伝統芸能に関する道具等の修理・新調の支援に取り組む。

上記で述べる歴史や伝統を反映した活動の支援・継承にあたっては、町民、地元事業者、学識経験者、行政職員、そして「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」等の参画と協働を得ることに努める。

(4) 歴史的風致に対する認識向上に関する方針

町民や観光客等を対象として、ソフトとハードのバランスを図り、本町の歴史的風致に対する認識を高めていく中で、持続的な地域振興や観光振興に結び付けていく。

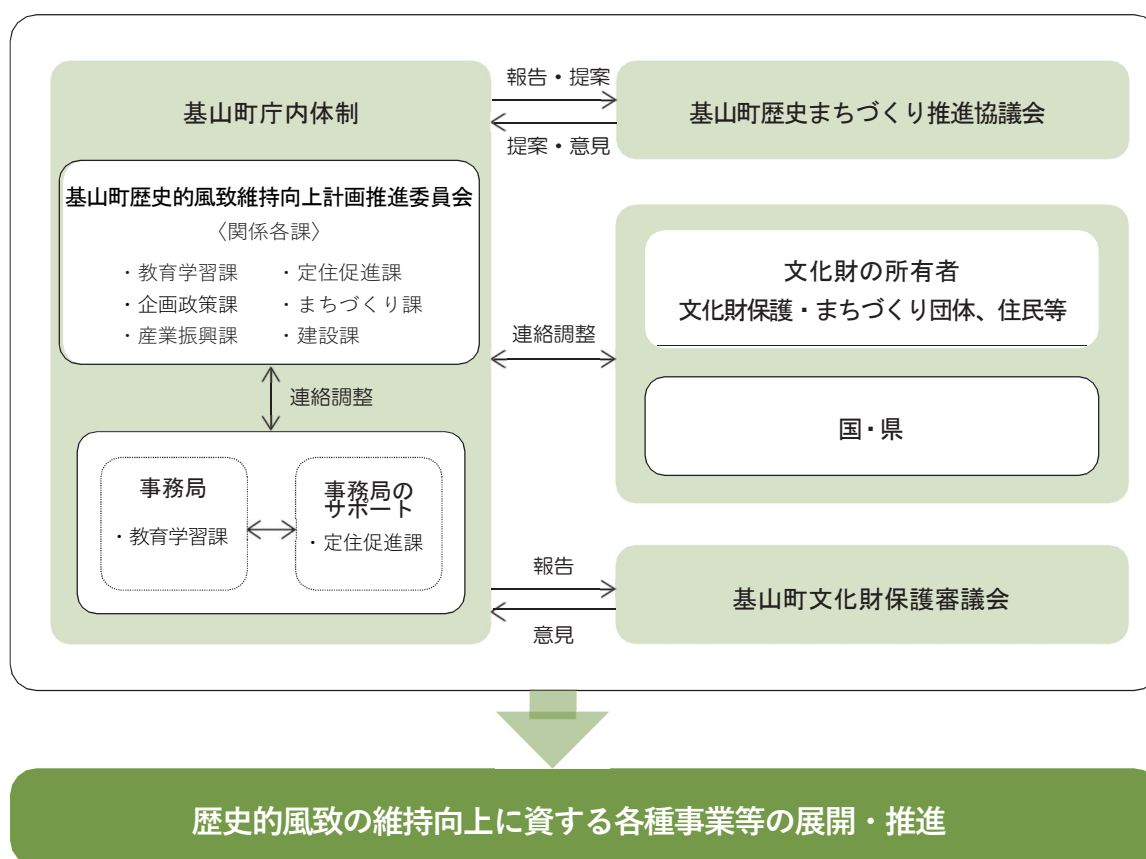
ソフト面では、「文化遺産ボランティアガイド」等が調査した文化遺産を守り、活かしていく、あるいは収集した文化遺産情報を記録するとともに多様な情報媒体を活用し発信していく、町民参画型の人材の養成及

び仕組みや体制を整えていく。これらの推進にあたっては、特に、木山口町における歴史まちづくりの推進や次世代の担い手として期待される子どもたちの育成を重視する。

ハード面では、町民や来訪者に対して本町の歴史的風致を案内・解説するサイン等の充実、また「基山町立歴史民俗資料館」に変わって、町民や観光客等に対して本町の歴史的風致を総合的に解説するまちづくりの拠点施設等の整備に取り組む。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

計画の実施方法及び実施体制を以下に決定する。



図歴史的風致維持向上のための推進体制